## (別記様式第1号)

計画作成年度	平成 28 年度
計画変更年度	平成 30 年度
計 画 主 体	富岡町

# 富岡町鳥獣被害防止計画

### 《連 絡 先》

【担当部署名】 福島県富岡町役場産業振興課農業振興係
【所在地】 福島県双葉郡富岡町大字王塚字本岡 622-1
【電話番号】 0240-22-2111
【FAX番号】 0240-22-0899
【メールアドレス】 tom0600-002@tomioka-town.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対	象	鳥	獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、キツネ、タヌキ、 ウサギ
計	画	期	間	平成 29 年度~平成 31 年度
対	象	地	域	富岡町全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1)被害の現状(平成29年度)

鳥	獣	の	種	類	被害 組	の 現 状 被害数値
					<b>H D</b>	似古妖胆
1	1		シ	ふ	水稲	319.2 千円 30 a
ア	ラ	1	グ	マ	_	0 千円
/\	ク	ビ	シ	ヘ		0 千円
+		ツ		ネ		0 千円
タ		ヌ		+		0 千円
ウ		サ		ギ	<del>_</del>	0 千円
合				計		319.2 千円 30 a

### (2) 被害の傾向

東日本大震災及び原子力発電所事故による全町避難前には確認されなかった農作物被害は、6年に渡る避難指示の間にイノシシの生息域が人間の生活の場にまで拡大し、平成29年度には水稲ほ場にて被害が発生している。

現時点での鳥獣被害はイノシシによる水稲の食害、畦畔の掘り起こし、アライグマ、ハクビシン、キツネ、タヌキ、ウサギについては、果樹等への食害発生のおそれがあり、これらに対応するため、加害個体の捕獲(ウサギを除く)を行っているが、営農者等が十分な防護柵等を並行して講じることが必要な対策となっている。

### (3) 被害の軽減目標

		指	;	標			現状値(平成29年度)	目標値(平成31年度)
農	作	物	J À	皮	害	額	319.2 千円	0 千円
農	作	物	被	害	面	積	30 a	0 a

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

(1) (2) (1)		
	従来講じてきた被害防止対策	課題
	・富岡町鳥獣被害対策実施隊を	・捕獲隊員の高齢化が進んでお
	編成し銃器・わなによる捕獲業	り、後継者の育成が急務になっ
捕獲等に	務を実施。	ている。
関する取組	・処分方法は双葉地方広域市町	・実施隊員の多くは避難先から
	村圏組合の微生物分解装置を	の通いとなっており、機動的な
	活用。	活動が制限される。

・農家個人による侵入防止柵の 防護柵の 設置。 ・イノシシ等被害防止のための 関する取組 電気柵等の設置費用の補助。 (H29年~)

### (5) 今後の取組方針

本町は、平成29年4月に避難指示区域が一部解除され帰還が開始し、現在はインフラ復旧が緊急課題であった状態から産業再生への移行段階にある。地域の復興に併せて、営農再開を加速度的に推進してゆくところである中、野生鳥獣に係る被害が農業者の営農再開、復興へ悪影響を及ぼさないように、地域の実情に合わせた適切な被害防止措置を講じる。

具体的な方針として、

- ① 農業者、農業関係機関・団体、自然保護管理関係者等が一体となった鳥 獣被害防止の取り組み推進
- ② 営農再開した農地を含む集落を基本単位とした緩衝帯整備等の生息環境管理、電気柵等の設置・適切管理による被害防止対策
- ③ 福島県猟友会富岡支部及び鳥獣被害対策実施隊と連携したイノシシの追い払い・個体数調整については、捕獲作業の省力化に向け、センサーカメラや赤外線ドローン、GPS 首輪による生息調査・生態調査の実施
- ④ ハクビシン、アライグマ、キツネ、タヌキの被害実態等に応じた箱わな 等での捕獲による個体数調整
- ⑤ ウサギによる被害防止対策は、捕獲を除き侵入防止柵の設置等にて実施 なお、これらの取り組みの推進に当たっては、近隣市町村との広域的な連携 に努める。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

富岡町鳥獣被害対策実施隊を組織する。

隊員は、本町に住所を有する狩猟者を中心とする人員の中から、町長が任命する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
		・富岡町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲
		を行う。
	イノシシ	・効果的・効率的捕獲のため、地域住民からの情報収
29	アライグマ	集、被害状況の確認・分析を行う。
	ハクビシン	・箱わな等の捕獲機材を導入し、富岡町鳥獣被害対策
		実施隊に貸し出しを行う。
		・事故防止のため、安全確保の取組を徹底し推進する。

	・新規隊員確保に向け、狩猟者の確保、狩猟免許取得 についての周知、避難狩猟者への被害防止活動への参 加呼びかけを行う。
	・イノシシの個体数調整については有害捕獲及び狩猟により行う。
30	イ ノ シ シ アライグマ ハクビシン 前年度に準拠する。 タ ヌ キ キ ツ ネ
31	イ ノ シ シ アライグマ ハクビシン 前年度に準拠する。 キ ツ ネ タ ヌ キ

# (3) 対象鳥獣の捕獲計画

# 捕獲計画数等の設定の考え方

福島県第 12 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。

(イノシシについては、福島県イノシシ管理計画に基づく)

	対象鳥獣				捕獲計画数等				
	X) ≥	<b>水</b>	可一人		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
					福島県第 12 次鳥	福島県第 12 次鳥	福島県第 12 次鳥		
					獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計		
					画、福島県イノシシ	画、福島県イノシシ	画、福島県イノシシ		
1	ノ		シ	シ	管理計画に基づく	管理計画に基づく	管理計画に基づく		
					基準による。	基準による。	基準による。		
					捕獲目標頭数を	捕獲目標頭数を	捕獲目標頭数を		
					240 頭とする。	240 頭とする。	240 頭とする。		
					福島県第 12 次鳥	福島県第 12 次鳥	福島県第 12 次鳥		
ア	ラ	1	グ	マ	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計		
/\	ク	ビ	シ	ン	画に基づく基準に	画に基づく基準に	画に基づく基準に		
					よる。	よる。	よる。		
						福島県第 12 次鳥	福島県第 12 次鳥		
+		ツ		ネ		獣保護管理事業計	獣保護管理事業計		
タ		ヌ		+		画に基づく基準に	画に基づく基準に		
						よる。	よる。		

# 捕獲等の取組内容

【手段】銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲とする。

【時期】本計画期間随時

【場所】富岡町一円

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 該当なし

# (4) 許可権限委譲事項

	対	象	地	域		対	象	鳥	獣	
該当なし					該当なし					

# 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

### (1) 侵入防止柵の整備計画

	1		
対象鳥獣		整備内容	
<b>对</b> 条局部	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	町内及び農地周		
	辺(被害防止に必要	業及び冨岡町電気	業及び富岡町電気
イノシシ	と考えられる場所)	柵等設置補助制度	柵等設置補助制度
アライグマ	に対して、所有者及	を利用し設置者へ	を利用し設置者へ
ハクビシン	び耕作者等へ対象	の支援を行う。	の支援を行う。
タ ヌ キ	鳥獣に適応した電		
キッネ	気柵設置を促進す	• ワイヤーメッシュ 柵 :	• ワイヤーメッシュ 柵 :
	る。	5,000m	5,000m
ウ サ ギ 	8,000m (2 段)	•電気柵(2段):	•電気柵(3段):
		20,000m	30,000m
			・ ネット柵 : 5,000m

## ※【イノシシ】ワイヤーメッシュ柵、電気柵

【アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、ウサギ】電気柵、ネット柵 ※ウサギの被害については、侵入防止柵での対応を想定。

## (2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
29	イ ノ シ シ アライグマ ハクビシン	集落単位における食物残さの除去、放任果樹の除去等 の普及啓発。
30	アライグマ ハクビシン タ ヌ キ	・富岡町鳥獣被害対策実施隊による個体数調整。 ・イノシシ対策として、モデル地区を選定し、センサーカメラや赤外線ドローン、GPS 首輪による生息と生態調査を行い、捕獲作業の効率化と省力化を検討。 ・町内居住者等の参加型情報収集事業により人間とイノシシの接触位置とその状況把握を行い、人身被害発生回避策について検討し実施する。

		京风服 自然 抽中 4 数 h 4 数 h 4 x 1 x 1 x 1 x 1 x 1 x 1 x 1 x 1 x 1 x
		・富岡町鳥獣被害対策実施隊による個体数調整。(ウ
		サギを除く)
		・研修会や座談会等を開催し、侵入防止柵の適正な管
	イノシシ	理、放任果樹の除去、藪化した空き地の管理等につい
	アライグマ	ての指導を行い、野生動物にとって魅力のない地域作
31	ハクビシン	りを行う。
31	キッネ	・前年度の結果を踏まえ、イノシシについては捕獲の
	タヌキ	省力化を図りつつ、人間とイノシシの棲み分け実現に
	ウ サ ギ	向けた効果的な対策を実施。
		・町内居住者等の参加型情報収集事業により人間とイ
		ノシシの接触位置とその状況把握を行い、人身被害発
		生回避策について検討し実施する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるお それがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富岡町産業振興課	住民からの問合せ対応、情報収集、周囲への注意
虽   则   度   未   恢   映   休	喚起。
富岡町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲・処理対応。
双 葉 警 察 署	有害鳥獣関係の情報提供。
福島県相双地方振興局	有害鳥獣の捕獲行為に関する指導・助言。

### (2) 緊急時の連絡体制

福島県相双地方振興局及び富岡町鳥獣被害対策実施隊との連絡を執り行い、 迅速な対応を実施する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

双葉地方広域市町村圏組合による微生物分解処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 町全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示が出されており、当面の 間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難となっているため、長崎大学と 連携し、捕獲獣の肉片を採取し、内部被ばく量の調査を行う。

### 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

	協議会の名称		富岡町鳥獣被害防止対策協議会
	構成機関の名称		役割
富	岡	町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。

富岡町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施 を行 <b>う</b> 。
一 般 財 団 法 人福島県猟友会富岡支部	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
富岡川漁業協同組合	河川・漁業における有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福島さくら農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
双葉地方森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
福島県鳥獣保護管理員 (31 年度より整備)	有害鳥獣関連情報の提供と保護に関する業務を行う。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称								役割
磐	城	森	林	管	理	<b>1</b> 3	罯	国有林での有害鳥獣関連情報の提供を行う。
富	畄	森	林	事	矛	务店	折	国有杯での有音局部関連情報の提供を行う。
福	島県	相	双 地	方	振	興丿	哥	有害鳥獣の捕獲に関する助言及び指導を行う。
ᇷ	白旧	県相双農林事	<b>黎</b>	ī£	有害鳥獣被害防止施策の推進、被害防止対策に関			
秞	岛 乐		以 辰	个个	<b>尹</b>	伤几	ולז	する助言及び指導を行う。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

毎年4月1日に富岡町長が実施隊を任命する。

実施隊は、福島県猟友会富岡支部富岡部会に所属する 15 名程度で構成し、 被害調査、被害対策指導等を行うとともに、銃器、わなを所持する実施隊員に ついては、銃器及びわなによる対象鳥獣の捕獲を行う。

# (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

# 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし